

○厚生労働省告示第四百八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及び第二十一条第二号へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号へ、第二十一条第三号へ及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月七日から適用する。

平成二十八年十二月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第十二号(一)ハ中「及びミケルナ配合点眼液」を「、ミケルナ配合点眼液及びプレジコビックス配合錠」に改める。

別表第4に次のように加える。

[以下略]